

答申第87号

答 申

1 審査会の結論

令和5年8月28日付けで審査請求人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年9月4日付けで行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、令和5年8月28日付けで、次のとおり本件開示請求を行った。

○令和5年2月24日付け、私が提出した津市教育会教育長宛「○○放課後児童クラブの運営に係る一連の不祥事について」（1. 令和3年4月9日、令和3年7月27日、令和3年8月20日の当クラブとの面談内容
2. 課題（事象）の一例について等）の回答に係る決裁の流れの写し。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対し、令和5年9月4日付けで、開示しない理由を公文書として作成及び取得していないため不存在として、本件処分を行った。

(3) 審査請求人は、令和5年11月22日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

令和5年11月22日付け審査請求書の「4 審査請求の趣旨」において、「○○放課後児童クラブの運営に係る一連の不祥事について」の回答の内容を確認する為との記載があり、公文書として作成及び取得していないため不存在として不開示とした本件処分の取消しを求めているものと解される。

4 実施機関の弁明

審査請求人が請求した本件開示請求に係る文書は、令和5年2月24日付けで審査請求人が津市教育委員会教育長に対して電子メールで送付した「○○放課後児童クラブの運営に係る一連の不祥事について」（以下「本件文書」という。）に対する回答に係る起案文書（決裁の一部）であると思料される
ところ、本件文書において示された事項について実施機関から既に審査請求人に何度も説明をしているため、改めて文書等による回答を行わないことと

し、またその旨を同日に電子メール（以下「本件メール」という。）により連絡している。そのため、本件文書に具体的、実質的な回答を行った文書はそもそも存在しない。

なお、本件メールを本件文書の回答文書とみなすとしても、本件メールは、既に以前の協議の場、電子メール等で本件文書に係る事項について文書等による回答は行わない旨を伝えたことを再度記載したに過ぎない簡易かつ補完的な位置付けのものであることから、その性質上、個別に決裁による意思決定を要するものと考えておらず、決裁手続は行われていない。

したがって、審査請求人の言う回答文書が本件文書に対し具体的、実質的な回答を行った文書という意味であろうと、本件メールという意味であろうと、審査請求人が請求した決裁手続に係る文書は存在していないため、当該決裁文書について、作成及び取得をしていないことを理由として、本件処分を行ったものである。

5 審査請求人の意見書における主張要旨

決定及び弁明理由について承認しない。

実施機関の決定及び弁明において、公文書として作成及び取得していないため不存在としているが、実態が歪曲され正しく記述されておらず、公文書の定義について明確に説明できない結果の記述と理解するため、当該文書に係る決裁文書が不存在であるとは考えられない。

6 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、公文書として作成及び取得していないため不存在として不開示とした本件処分の適否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）第8条第1項の規定により、審査請求人から提出された意見書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、実施機関から口頭による意見陳述を聴いた上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 本件の概要

本件は、令和5年2月24日付けで審査請求人が教育長宛てに電子メールで提出した本件文書の回答に係る決裁手続に関する文書について、開示請求を行ったことに起因するものである。

(2) 本件保有個人情報

本件保有個人情報は、令和5年2月24日付けで審査請求人が教育長宛

てに電子メールで提出した本件文書に対する回答に係る決裁手続に関する文書（以下「本件決裁文書」という。）である。

(3) 結論

本件決裁文書の有無について検討するに、本件メールは、実施機関の担当者から審査請求人に対し送信され、実施機関の意思を審査請求人に伝えたものであることに照らせば、既に実施機関から審査請求人に対し何度も本件メールと同じ内容の回答（協議の場、電子メール等で本件文書に係る事項について文書等による回答は行わないこと）を伝えていたとしても、回答文書に当たると考えるのが相当である。この点に関し、本件文書に対する具体的、実質的な回答を行った文書が存在しないとする実施機関の弁明は採用できない。

次に本件メールが本件文書に対する回答文書とした場合、実施機関が本件メールの発信の際に決裁手続を行ったか問題になるところ、本件メールは、実施機関において従前に意思決定を行っていた事項を記載した内容であって、しかも実施機関が本件以前から審査請求人に対し同内容を何度も繰り返し伝えていたという経緯を踏まえれば、実施機関が本件メールを発信する際に実際に決裁手続を行っていないとしても不自然ではない。この点について、実施機関は上記経緯に加え、本件メールは簡易かつ補完的な位置づけの文書であるため決裁手続を行っていないなどと説明しており、同説明に特段の矛盾等が確認できないことに照らせば、実施機関が、本件メールに関して決裁手続を行っておらず、したがって本件決裁文書は作成されていなかったと認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(4) 実施機関に対する審査会の意見

実施機関は、令和6年3月29日に、審査請求人に対して、平成30年を発端とする事案及びそれに関連する案件に関する実施機関への要望等については、未回答のものも含め今後の回答を差し控える旨通知し、当該通知に係る意思決定について決裁がとられているとする。

しかしながら、本件において従前に意思決定を行っていたとする事項（協議の場、電子メール等で本件文書に係る事項について文書等による回答は行わないこと）について、実施機関内において意思統一はできているものの、決裁手続は行われておらず、適正な行政事務がなされていたとは言い難い。

大量の同一案件の回答に関する意思決定について、その都度個別に決裁手続を行うことが必要とはいええないものの、組織における統一的な意思決定や情報共有の観点から、当初の意思決定の際にはできる限り決裁手続を行うことが望ましい旨付記する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年3月5日	諮問書の受付
令和6年5月9日	諮問案件の審議、実施機関からの口頭意見陳述
令和6年7月4日から 同年8月1日まで	諮問案件の審議（書面）
令和6年8月14日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	伊 藤 仁
副会長	松 田 典 子
委 員	岩 崎 恭 彦
委 員	清 水 真由美
委 員	富 永 健